

一筆令申候、
三御所様益御機嫌能
被成御座候間、可心易候、
将又其地御目付之儀
当年より不被差遣候条、
其方儀者去冬入津之
唐船商売相仕廻次第、
長崎奉行交代時節二
不拘申談、場所引払
可有帰参候、恐々謹言、

(脇坂)
脇 中務大輔

二月十二日 安薫 (花押)

(天田)
太 備後守

資始 (花押)

(水野)
水 越前守

忠邦 (花押)

(松平)
松 和泉守

乗寛 (花押)

(秀起)
徳山五兵衛殿